

平成27年第2回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成27年6月19日 午前10時00分 開会
午前11時00分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悅 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副市長兼都市整備部長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	まちづくり統括技監	松 倉 昌 明
総 務 部 長	山 本 眞 義	企 画 部 長	米 井 英 規
市民生活部長	芳 野 隆 一	都市整備部理事	土 谷 宏 巖
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	郵 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書	記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子			

6. 会議録署名議員 5番 増 田 順 弘 9番 藤井本 浩

7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第31号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めるについて
- 日程第4 議第32号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

- 日程第5 議第33号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第6 報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第7 報第3号 平成26年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報第4号 平成26年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 議第34号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第35号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第36号 葛城市学校給食センター条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第37号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第38号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第39号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第40号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事）
- 日程第16 議第41号 財産の取得について（吸収源対策公園緑地事業用地）
- 日程第17 議第42号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 議第43号 平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

開会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、平成27年第2回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成27年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第18までの16議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりるので、ご清聴賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付いたしております2件でございます。所管において、取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

山下市長。

山下市長 皆さん、おはようございます。議会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第2回葛城市議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましてご提案させていただきました案件は、人事案件が3件、報告案件が3件、議決案件が10件の合計16件となっております。なお、詳しい内容につきましては、それぞれの提案時におきましてご説明をさせていただきますので、何とぞ適切なるご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、本日から大相撲田子ノ浦部屋が6月22日まで葛城市的相撲館におきまして合宿を行っていただくことになっております。稽古の公開は21日の日曜日と22日の月曜日という形でございますが、お時間のある方はぜひ稽古を見に来ていただきたいというふうに思います。

また、本日後ろで傍聴していただいておりますけれども、昨年から葛城市は企業からの研修を受け入れさせていただいております。また、去年に引き続き今年も、今、3社来ていただいております。東洋アルミさん、リコージャパンさん、また凸版印刷さんから来ていただいておるところでございますけれども、ご紹介だけさせていただきたいというふうに思います。

甚だ簡単でございますが、開会に当たりましての私のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

下村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、増田順弘君、9番、藤井本浩君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議会運営委員長 皆さん、おはようございます。平成27年第2回葛城市議会定例会開催に当たり、去る6月9日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第31号につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、議第32号及び日程第5、議第33号の2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごと行います。

なお、以上3議案につきましては人事案件でございますので、議案の朗読をいたします。

次に、日程第6、報第2号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみ行います。

次に、日程第7、報第3号及び日程第8、報第4号の2件につきましても、報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行います。こちらにつきましても、法の規定により質疑のみといたします。

次に、日程第9、議第34号から日程第14、議第39号までの条例改正の6議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、議第34号及び議第39号の2議案を総務建設常任委員会に付託し、議第35号、議第36号、議第37号及び議第38号の4議案を厚生文教常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第15、議第40号、工事請負契約の締結議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第16、議第41号、財産の取得議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

最後に、日程第17、議第42号及び日程第18、議第43号の補正予算2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑までを行い、各常任委員会に分割付託し、審査を願います。総務建設常任委員会には議第42号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第42号の関係部分及び議第43号の2議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

以上で1日目は散会をいたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日6月19日から6月30日までの12日間とし、6月22日午後4時より議会改革特別委員会を開催いたします。23日午前10時より本会議、一般質問を行います。24日午前10時より本会議、引き続き一

般質問を行います。25日午前9時30分より総務建設常任委員会、26日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査を、また議会改革特別委員会におきましては所管事項の調査について、審査をお願いいたします。6月29日は予備日とし、30日午前10時より本会議を開催いたします。初めに、会期中に行われました各常任委員会及び特別委員会における調査事項についての審査状況を、各委員長より報告願います。その後、各委員会に付託をされました議案につきまして、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決をお願いいたします。そして、奈良県後期高齢者医療連合議会議員の選挙を行い、閉会といたします。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案についてでございます。お手元に配付のとおり2件ございます。所管においてご協議をいただき、ご判断をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択される場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内とさせていただきます。

以上で報告といたします。議員皆様のご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

下村議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日19日から30日までの12日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日19日から30日までの12日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより、議案審議に移ります。

日程第3、議第31号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることがありますについてを議題いたします。なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

寺田事務局長 命により朗読いたします。

議第31号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることがありますについて。

地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市新庄●●●

氏名 柴田修

昭和●年●月●日生

平成27年 6月19日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

下村議長 本案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第31号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めるにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現監査委員の柴田修氏の任期が本年6月30日までとなっておりますが、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有するものとして、引き続き柴田修氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第31号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第4、議第32号及び日程第5、議第33号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについての2議案を一括議題といたします。なお、本2議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本2議案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

寺田事務局長 命により朗読いたします。

議第32号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議

会の意見を求める。

記

住所 葛城市長尾●●●

氏名 椿本恵三

昭和●年●月●日生

平成27年 6月19日提出

葛城市長 山下和弥

議第33号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市新在家●●●

氏名 藤田味子

昭和●年●月●日生

平成27年 6月19日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

下村議長 本2議案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第32号及び議第33号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

まず、議第32号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについてでございますが、本案につきましては、現人権擁護委員の椿本恵三氏が本年9月30日付をもって任期満了となります。引き続き椿本恵三氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

次に、議第33号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについてでございますが、本案につきましても、現人権擁護委員の藤田味子氏が本年9月30日付をもって任期満了となりますので、引き続き藤田味子氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

以上、提案いたしました2名の人権擁護委員候補者につきましては、人格、識見とともにすぐれおり、最適任者であると認め推薦いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第4、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第32号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり適任と認めるに決定いたしました。

日程第5、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第33号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり適任と認めるに決定いたしました。

次に、日程第6、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、提案者の説明を求めます。

副市長。

生野副市長 おはようございます。ただいま上程させていただいております報第2号、平成26年度葛城市土地開発公社の経営状況についてご説明申し上げます。

それでは、まず、2ページの事業報告書をご覧ください。

まず、開発公社の概要でございます。本年度の事業収支につきましては、収益的収入で8,192万9,353円、収益的支出では8,185万7,062円、資本的収入3億9,780万円、資本的支出5億5,672万9,197円でございます。

続きまして、平成26年度の取得事業の内訳につきましてご説明申し上げます。

尺土駅前周辺事業用地といたしまして、2筆で面積1,180平方メートル、用地費、補償費6,254万円。

次に、吸収源対策公園緑地事業用地として、32筆で1万1,407平方メートル、用地費、補償費1億5,260万2,900円。

道の駅整備事業用地といたしまして、6筆で6,309.93平方メートル、用地費、補償費2億8,862万4,330円。

取得事業費の合計面積が1万8,896.93平方メートル、用地費、補償費5億376万7,230円となりました。

次に、売却事業の内訳につきましては、まず、吸收源対策公園緑地事業用地といたしまして、6筆で2,271平方メートル、売却原価4,103万8,913円。売却収益4,103万8,913円でございます。

次に、道の駅整備事業用地といたしまして、3筆で3,370平方メートル、売却原価4,077万7,000円、売却収益4,077万7,000円でございました。

売却事業の合計面積が5,641平方メートル、売却原価8,181万5,913円、売却収益8,181万5,913円でございます。

なお、平成26年度末の事業用資産総額につきましては8億5,766万5,310円。損益計算につきましては、事業収益ゼロ円、事業外収益11万3,440円、事業損失4万1,149円、経常利益7万2,291円となり、当期純利益7万2,291円、準備金合計1億938万7,652円となりました。

また、借入金につきましては、当期増加高で3億9,780万円、当期減少高4,087万円となり、期末残高6億6,829万8,000円となりました。

次に、8ページの収支決算書をご覧ください。

平成26年度の収益的収入及び支出でございますが、まず、収入の事業収益の公有用地売却収益といたしまして、決算額は8,181万5,913円でございます。

次に、事業外収益の受取利息といたしまして1,440円。これらにつきましては、南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫の利息でございます。

次に、雑収益でございますが、11万2,000円。内訳は、電柱占用料、駐車場の貸付代並びに情報開示に伴うコピー代でございます。

これらをあわせまして、収益的収入の合計が8,192万9,353円となりました。

次に、収益的支出でございますが、事業原価の公有用地売却原価といたしまして、決算額が8,181万5,913円。一般管理費の経費といたしまして4万1,149円でございます。これらをあわせまして、収益的支出の合計が8,185万7,062円となりました。

続きまして、9ページの資本的収入及び支出でございますが、まず、資本的収入の借入金といたしまして、決算額3億9,780万円となり、資本的収入合計も同額でございます。

次に、資本的支出の公有地取得事業費といたしまして、決算額5億1,585万9,197円。借入金償還金といたしまして、決算額4,087万円でございます。資本的支出の合計は、5億5,672万9,197円ということになりました。

続きまして、4ページに戻っていただきたいと思います。平成26年度の損益計算書でございます。

まず、事業収益の土地売却収益でございますが、8,181万5,913円。次に、事業原価の土地売却原価は8,181万5,913円。次の事業総収益は、売却収益から売却原価を差し引いた分でございまして、全て代行用地のため、事務費分につきましてはゼロ円となっております。

次に、一般管理費の事業損失は4万1,149円でございます。

次に、事業収益の受取利息は1,440円。

次の雑収益といたしまして、11万2,000円でございます。

事業総収益のゼロ円から事業損失4万1,149円を差し引いた金額に、事業外収益11万3,440

円を足しますと、経常利益 7万2,291円となり、当期純利益につきましても同額でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。キャッシュフロー計算書につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間の現金の流れをあらわしたものでございます。

まず、1の事業活動によるキャッシュフローでございます。公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入が8,181万5,913円。その他事業収入といたしまして11万2,000円。公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出が、マイナス4億3,907万1,941円となり、差し引きマイナス3億5,714万4,028円となり、これに利息の受取額1,440円を合計いたしまして、事業活動によるキャッシュフローはマイナス3億5,714万2,588円でございます。

次に、6ページをご覧ください。

3の財務活動によるキャッシュフローでございます。長期借り入れによる収入として3億9,780万円、長期借入金の返済によります支出といたしましてマイナス4,087万円であり、差し引き財務活動によるキャッシュフローは3億5,693万円となりました。

次に、4の現金及び現金同等物増加額は、1の事業活動によるキャッシュフローと3の財務活動によるキャッシュフローを差し引きまして、マイナス21万2,588円となりまして、5の平成26年度期首の現金及び現金同等物期首残高が582万9,710円から、6の平成26年度末の現金及び現金同等物期末残高は561万7,122円となりました。

次に、3ページに戻ってください。平成26年度の貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、流動資産の現金及び現金でございますが561万7,122円、それから代行用地でございますが8億5,766万5,310円、両方あわせまして資産合計は8億6,328万2,432円となりました。

次に、負債の部でございますが、固定負債の借入金が6億6,829万8,000円、未払金が8,059万6,780円、あわせまして負債合計7億4,889万4,780円でございます。

次に、資本の部といたしまして、資本金の基本財産で500万円、準備金の前期繰越準備金が1億931万5,361円、当期純利益7万2,291円、あわせまして準備金の合計が1億938万7,652円となります。資本金と準備金をあわせまして資本合計1億1,438万7,652円でございます。

負債と資本の合計をあわせまして8億6,328万2,432円、これが上記の資産合計と同額ということになります。

以上で、土地開発公社経営状況の報告を終わらせていただきます。

最後に、10ページをごらんいただきたいと思います。平成26年度の決算意見書でございます。

公社の決算につきましては、去る5月1日に西井、畠田両監事に監査を受けたところでございまして、いずれも適正と認めていただきましたことをあわせてご報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願ひ申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により、報告のみでございますので、ご了承をお願いいたします。

次に、日程第7、報第3号、平成26年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告について及び日程第8、報第4号、平成26年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上報告案件2件を一括議題といたします。

本件につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました報第3号及び報第4号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、報第3号、平成26年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございますが、本報告につきましては、地域循環型社会形成推進事業、葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業、国鉄・坊城線整備事業でございます。

地域循環型社会形成推進事業につきましては、継続費の総額が57億6,180万円、平成26年度継続費予算減額といたしまして9億4,000万円、前年度より繰越額が29億6,263万7,380円であり、支出額が6億5,781万8,230円、差引額32億4,481万9,150円を翌年度へ繰越ししたものでございます。

葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業につきましては、継続費の総額が1,298万6,000円、平成26年度継続費予算減額といたしまして729万8,000円、支出済み額が721万1,194円、差引額8万6,806円を翌年度へ繰越ししたものでございます。

また、国鉄・坊城線整備事業につきましては、継続費の総額が9億5,356万9,000円、平成26年度継続費予算減額といたしまして1億8,569万円、前年度よりの繰越し額が6億5,390万989円であり、支出済み額が201万8,815円、差引額8億3,757万2,174円を翌年度へ繰越ししたものでございます。

以上、3事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調整し、議会に報告するものでございます。

次に、報第4号、平成26年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本報告につきましては、本年の3月議会及び本年3月31日付をもっての専決処分において設定及び追加いたしました繰越明許費であり、情報特派員養成事業、総合戦略策定事業、新規就農・就業者への支援事業、海外プロモーション事業、プレミアム商品券発行事業、各種ボランティア養成・指導者育成事業、健康支援事業、地域福祉施設におけるおでかけ広場の開設事業、子ども・乳幼児のための防災教育事業、買い物支援事業、バウチャー実施計画策定事業、葛城アートフェア事業、介護保険システム改修事業、農地有効活用促進事業、道路新設改良事業、地域活性化事業、社会资本道路改良交付金事業、都市計画道路見直し検討事業、吸収源対策公園緑地事業、新町公園排水ポンプ改修事業の20事業につきまして、翌年度への繰越し額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、

繰越計算書を調整し、議会に報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本件については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましても、法の規定により報告のみでございますので、ご了承をお願いいたします。

次に、日程第9、議第34号から日程第14、議第39号の条例改正6議案を一括議題といたします。

本6議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第34号から議第39号までの6議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第34号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方税等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する、一定の公共施設等に係る課税標準の特例措置、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置を、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例により、特例割合を市町村の条例で定めるものでございます。これらの改正規定につきましては、本年4月1日以後に取得される固定資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について、適用するものでございます。

次に、議第35号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が本年3月31日に公布されたことに伴い、平成25年9月議会で改正した本条例附則第17項の条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の改正規定のうち、配当所得を利子所得・配当所得及び雑所得に改める部分について、施行期日を平成29年1月1日から平成28年1月1日に改正するものでございます。公布の日から施行するものでございます。

次に、議第36号、葛城市学校給食センター条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、寺口地内に本年3月31日に完成した学校給食センターが9月より供用開始になることに伴いまして、今までの新庄学校給食センターと當麻学校給食センターを廃止し、本条例において新しい学校給食センターを位置づけるものでございます。本年8月1日から施行するものでございます。

次に、議第37号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が本年3月11日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うも

のでございます。改正内容につきましては、国民健康保険法において特定健康診査等に関する規定の条ずれの改正がなされたため、この規定を引用しております本条例におきましてもあわせて条ずれの改正を行うものでございます。公布の日から施行するものでございます。

次に、議第38号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年4月10日に公布されたことに伴い、保険料率の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、平成27年度から平成29年度までの各年度分における低所得者の第1号被保険者保険料の軽減を強化するもので、公布の日から施行するものでございます。

最後に、議第39号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、吸収源対策公園緑地事業により今在家地区の公園整備工事が完了いたしましたので、本条例に今在家公園を追加しようとするものでございます。公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本6議案につきましても、一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第34号及び議第39号の2議案については総務建設常任委員会に、議第35号、議第36号、議第37号及び議第38号の4議案につきましては厚生文教常任委員会に、それぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第15、議第40号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第40号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、本年度事業として施行いたします、葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事の請負契約の締結についてでございます。

まず、新庄北小学校につきましては、児童の増加により教室が不足しますので、鉄筋コンクリート造、3階建てで延べ面積418.95平方メートルの校舎の増築工事を行うものでございます。

次に、新庄北小学校附属幼稚園につきましては、市内各幼稚園の耐震診断調査をいたしましたところ、地震補強工事を必要とする建物であることが明らかになりましたので、地震補強・大規模改造工事をしようとするものでございます。園舎の構造及び規模は鉄骨造、平屋建てで延べ面積は386.35平方メートルでございます。

工事の発注につきましては、本年6月4日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施

した結果、2社が応札し、株式会社森組が落札しましたので、契約金額3億5,856万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第40号議案につきましては、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第16、議第41号、財産の取得についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第41号、財産の所得につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、吸収源対策公園緑地事業により、寺口、太田地区の公園整備に係る用地を取得するものでございます。

取得する土地の所在地は、葛城市寺口1162番ほか31筆、地目は山林、田、ため池、雑種地、総地積は5万179平方メートルでございます。取得の方法等につきましては、取得予定金額9,445万1,644円で、葛城市土地開発公社を相手方とする随意契約をしようとするもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第41号の財産の取得について、若干の質疑を行ってまいりたいと思います。

葛市の市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第3条、1件5,000平方メートル以上に係る不動産の取得ということで、本取得のための議案が上程をされているわけであります。

取得の目的として、ご説明がありましたように吸収源対策公園緑地事業用地としてということであります。

この内訳は皆さんもご承知のように、新道の駅事業の西側山麓部にあります違法盛り土部分4万2,990平方メートル、更にその麓にあります民有地等6,840平方メートル、そして、新たにその違法盛り土部分に発見された未登記部分2筆349平方メートル、あわせて5万179平方メートルであります。

それぞれ、一括をして吸収源対策ということでありますけれども、その取得の方法、目的等が若干違っていたというふうに認識しております。

そこで、これらの内訳についてお伺いをしておきたい。違法盛り土部分、競売で取得した1,300万円余りだと記憶していますが、この用地については何筆あって取得価格はどの程

度になっているのか、また、その麓の民有地6,840平方メートルの内訳について、筆数並びに取得価格、更に補償もあったと思いますので、補償についてもお伺いをしておきたい。

最後に、登記漏れの部分であります、寺口1160番地、同じく1161番地の内訳についてもご説明をいただきたいと思います。

下村議長 生野副市長。

生野副市長 ただいまの白石議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、違法盛り土部分の寺口1162番ほか7筆の計8筆で4万2,990平方メートルでございます。これにつきましては、裁判所の強制競売により落札いたしておる部分でございまして、金額は1,350万3,083円となっております。平方メートル単価に直しますと314円になるわけでございます。

次に、民有地の6,840平方メートルについてでございますが、これについては22筆ございます。そして、強制競売により落札いたしましたその中に、未登記部分が2筆あったわけでございます。それは、一番下の段の葛城寺口1160番、葛城市寺口1161番地の2筆で、349平方メートルでございまして、あわせまして7,189平方メートルあるわけでございます。

先ほど申されました民有地の6,840平方メートルと追加部分を分けてのご質問だったと思うんですけども、民有地につきましては7,189平方メートルで賠償いたしておりますので、これの内訳でご理解いただきたいと思います。

これにつきまして、用地費、補償費あわせまして8,094万8,561円で賠償をいたしております。そのうち、土地につきましては6,112万4,839円でございまして、平方メートル単価につきましては8,502円となっております。そのうちの補償費が1件でございまして、1,982万3,722円でございます。その分は用地32筆、補償1件あわせまして今回上程させていただいております取得予定額が9,445万1,644円となるわけでございます。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 副市長の方からご答弁をいただきました。違法盛り土の部分の4万2,990平方メートルでありますけれども、落札価格が、私の記憶では1,300万円程度だったと思うんですが、その価格について、改めてお伺いをしておきたいと思います。

下村議長 生野副市長。

生野副市長 落札価格につきましては、1,320万円でございます。公社で先行買収を行っておりますので、銀行利息が30万3,083円でございます。先ほどご説明申し上げましたように、強制競売の落札価格プラス銀行利息を足しまして、1,350万3,083円となっておるわけでございます。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 本財産の取得については、先ほども申しましたけれども、新道の駅事業の上部、山麓部に位置しているわけであります。これらの目的は吸收源対策公園緑地事業という形で、公園を整備するということありますけれども、議会運営委員会でも出ていましたように、寺口、太田地区修景工事を実施するということでもあります。

私は常々、この用地取得については意見を述べてまいりました。確かに違法盛り土部分4万2,990平方メートルについては、これは県が許可をして、許可をされた事業者が違法に土砂を搬入して、計画高以上に積み上げ、地元の住民がその土砂の崩壊を危険視する、こういうふうな状況にあったし、また実際に、その崩壊部分が一部あらわれてくるというふうな状況にあったわけで、これは県として当然責任をとって、この土砂あるいは災害防止で事業をやるべきだということであったわけあります。

これが、新道の駅事業を進めるということに当たって、にわかにこの部分を何とかしないといかんということになり、県との協議会を設置する等して、県が1億5,000万円程度をかけて、土砂の流出を防止する工事をやっていただくということになりました。段切りをして水路をつくり、管理道路も設置をすることになります。これは私は当然のことだというふうに思います。そのために、所有権が定かでない土地は、県は当然工事はできないわけですから、葛城市が幸いにして競売によって落札し入手することができた。そういう条件づくりまでは、私はこれは大いに歓迎をしたいというふうに思います。

しかし、この県との話し合いの中で、市はこの盛り土部分を5メートル切り下げる仕事、その切り下げた土を、買い増しをした1,684平方メートルの民有地、これを買収してそこへ持っていくというふうな話になってきたわけあります。それが、それだけで終わるのかと思ったら、この新道の駅建設事業を公園事業でやっていくということになって、道の駅の交流広場部分2万1,000平方メートル、それに違法盛り土部分や民有地あわせて7万4,000平方メートルを、これを公園事業として一体整備をするんだと、こういう話にまでなってきて、これは整備をして一体として管理をしていくということであったわけあります。

私は、まだその公園事業で7万4,000平方メートルを一体整備し、建蔽率2%で建物の面積を確保するという話やったら、まだ筋が通るなど。しかし、公園事業は間違いやった。その間違いの原因はわかりません。こういう状況になって、改めてこの2万1,000平方メートル、道の駅の交流部分と、5万3,000平方メートルのこの新たに取得した事業は、別のものだということになってきたわけあります。

これは、私は、それはまだ公園事業で一体整備をするというのだったら筋は通るけれども、もうやめましたというのであれば、この6,840平方メートル、これは必要ないのではないか。さらには、吸収源公園事業でやろうとした違法盛り土部分も、吸収源対策公園緑地事業でやる必要はないのではないか。県がきちんとやってくれるわけです。こういうことで、この間議論をしてきたわけあります。まさに、吸収源対策公園緑地事業で修景工事を実施することで、やられるということあります。

本議案については、総務建設常任委員会において審査されるということですので、厳正な審査を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

下村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第40号議案につきましては、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第17、議第42号及び、日程第18、議第43号の平成27年度各会計補正予算2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第42号及び議第43号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第42号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,835万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億8,435万7,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、総務費では公共交通バス再編に係るノンステップバス等の公用車購入費、農林商工費では地域公共ネットワーク等強靭化事業に係る観光・防災Wi-Fiステーション設置委託料、土木費では地域活性化事業に係る工事請負費、教育費では公民館分館等施設設備整備事業補助金の追加などの補正をお願いするものでございます。

また、第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第43号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定の歳入のみの補正でございまして、歳入歳出予算の総額は増減ございません。補正内容につきましては、低所得者の介護保険料軽減に伴うもので、介護保険料で589万5,000円を減額し、一般会計繰入金で低所得者保険料軽減繰入金として同額の589万5,000円を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2議案につきましては、各常任委員会へ付託いたします。

総務建設常任委員会には議第42号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第42号の関係部分及び議第43号の2議案をそれぞれ付託し、審査願います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり23日、24日、30日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。なお、22日午後4時から議会改革特別委員会が、25日午前9時30分から総務建設常任委員会、26日午前9時30分から厚生文教常任委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろ

しくお願ひいたします。

皆さん方には、早朝より慎重に審議を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時00分